## ナラ枯れ防除 作業仕様書

場所、史跡新沢千塚古墳群(南群)の橿原市川西町他

履行期間 契約の日から平成29年3月31日まで

処 分 木 材積 6 8. 1 m³ (60 本)

支払方法 業務完了後の支払 (前払い不可)

(区域の表示)

第1条 作業地の区域は、別図赤マーカーのとおりであるが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

(該当立木の表示)

第2条 処理すべき立木 (60 本、胸高直径で68.1 立方メートル)は、黄色 ナンバーテープ  $(7\sim66)$  を打鋲して表示してあるので、全て処理すること。

(使用薬剤の種類)

第3条 薬剤は「NCS(農薬登録第19,249号)」を使用し、使用上の注意事項を 遵守すること。

(作業中の表示)

第4条 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者(関係者以外)が作業箇所に近づかないよう等周知すること。「住宅地等における農薬使用について」 (平成25年4月26日付け消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・生活安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)に準拠した作業を行うこと。

(伐倒くん蒸)

- 第5条 玉切りの長さは、2m程度とする。
- 2 NCSのガスを丸太及び伐根内部に確実に作用させるため、玉切りした後に チェンソーで切り込みを入れるものとする。切り込みは末口 φ 3 0 cm 以上が

左右各6箇所、末口φ30cm未満は片側6箇所とする。(イメージ図参照)

- 3 枝条は、直径10cm以上のもの全てを幹材の下に集積すること。
- 4 使用薬剤量は、くん蒸用ポリシート被覆内 容積1m3当たり1.03%とすること。ただし、使用する薬剤が別途使用量を指定している場合は、その使用量とすること。
- 5 くん蒸期間は、14日以上とする。

## (伐根処理(被覆くん蒸))

- 第6条 本処理は、伐根を幹部と同時に被覆くん蒸する場合に適用する。
- 2 伐点は地形等の作業条件に左右されるが、およそ地上30cmを目安とする。
- 3 地上に残存する伐根については、チェンソーで左右両側各3箇所5.5cm程 度の切れ目を入れてからくん蒸する。(イメージ図参照)
- 4 NCSくん蒸剤はガス化が著しいため、薬剤のラベルに記載のある注意事項 を遵守のうえ、特に皮膚や目に着かぬ様に作業を行うこと。
- 5 くん蒸期間は、14日以上とする。

(伐倒くん蒸を行う場所)

第7条 伐倒くん蒸は、原則として伐倒した場所で行うこと。

(作業終了後の空容器の回収・処理)

第8条 作業終了に際しては、空容器の回収・廃棄処理を請負者において適正に行うこと。

## (伐倒木の搬出処分)

- 第9条 くん蒸した伐倒木は、履行場所の外へ搬出し、産業廃棄物処分場、バイオ発電所への持ち込み等の方法で処分すること。また、入札後契約締結までに、処分方法と処分業者名を通知すること。
- 2 処分方法は、バイオ発電、チップ加工等伐倒木を有効利用できる方法を優先 して採用すること。この方法により処分する場合で伐倒木を処分業者が買い取 るときは、買取費用は受託者が受け取り、伐採費用と相殺するものとする。入

札価格は、買取費用も含めること。

3 完了報告に当たっては、産業廃棄物処分業者、バイオ発電事業者等が伐倒木 を受領した旨の証明を提出すること。

(提出書類)

- 第10条 受託者は、業務開始前にアに掲げる書類を、完了後にイからオまでに掲げる書類を提出すること。
  - ア 施工計画書 (現場責任者を明記すること)
  - イ 日報
  - ウ 写真
  - エ 打合せ記録簿
  - オ 産業廃棄物処分業者、バイオ発電事業者等が伐倒木を受領した旨の証明及 び集計表

(その他)

第 11 条 業務の実施に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項が発生した場合は、担当職員と協議の上方針を決定すること。